

国際文化研究科学学位授与基準に関する申し合わせ

(趣 旨)

第1条 本学大学院国際文化研究科（以下「研究科」という。）における修士及び博士の学位申請については、西南学院大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるもののほか、この「国際文化研究科 学位申請に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）による。

(修士論文の申請資格)

第2条 修士の学位を申請できる者は、学位規則第4条に定めるところによる。

(修士論文の審査委員会)

第3条 修士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員を審査委員に加えることができる。

(修士論文発表会の公開)

第4条 修士の学位の申請者が論文内容を口述発表するにあたっては、審査委員会の議を経て、これを公開で行うものとする。

(修士論文の審査基準)

第5条 提出された修士論文の審査については、西南学院大学大学院学則に定める国際文化研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

- (1) 研究分野に関する知識の適切性
- (2) 研究テーマに対する研究内容の適切性
- (3) 論旨の明瞭性と文章の完成度

(博士論文の申請資格)

第6条 博士の学位を申請できる者は、学位規則第14条及び第22条に定めるところによる。

(博士論文の審査委員会)

第7条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の教員からなる審査委員会によって行われるものとする。

2 研究科委員会が必要と認めたときは、学位規則に従い、本学及び他大学院又は研究所の教員等を審査委員に加えることができる。

(博士論文発表会の公開)

第8条 博士の学位の申請者が論文内容を口述発表するにあたっては、審査委員会の議を経て、これを公開で行うものとする。

(博士論文の審査基準)

第9条 提出された博士論文の審査については、西南学院大学大学院学則に定める国際文化研究科の目的に基づき、以下の各項目を主要な審査項目として、公正かつ慎重に行うものとする。

- (1) 研究目的、研究対象及び研究方法の明瞭性と独創性
- (2) 研究の研究史上の意義と貢献内容の明確さ
- (3) 論文の体系性と一貫性

(4) 文献参照範囲の適切性

(5) 文章の明瞭性と論旨の明確性

(所管部署)

第 10 条 この申し合わせに関する事務は、大学院事務室の所管とする。

(申し合わせの改廃)

第 11 条 この申し合わせの改廃は、研究科委員会の議を経て大学院委員会が行うものとする。

附 則

この申し合わせは、2010（平成 22）年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせは、2018（平成 30）年 1 月 23 日から施行する。